

火災安全改修モデル事業補助金の 申請受付を開始します

堺市では、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、「直通階段が一つしかない」などの火災時のリスクを抱える既存建築物の火災安全改修の費用を補助する「堺市火災安全改修モデル事業補助金」の申請受付を、令和 6 年 4 月 1 日（月）から開始します。

令和 3 年 12 月に発生した大阪市北区のビル火災では 2 方向避難が確保されていない建築物の唯一の避難経路から出火したため、多くの方が逃げ遅れてしまいました。このような悲惨な事件を繰り返さないためには同事案を踏まえ、火災時に構造上・避難上のリスクを抱えている既存の建物について、少しでもリスクを下げる対策を講じることが重要です。

しかし、既存建築物への火災安全対策は、構造上の制約やテナントとの合意形成などの困難さから、事例やノウハウがほとんどありません。そこで、堺市では様々な対象物へのモデルとなるような工夫を取り入れた火災安全改修に対する補助を以下のとおり行います。

1 受付期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 12 月 13 日（金）まで

2 補助対象建築物

以下の全てに該当する堺市内の既存建築物であること。

- ・堺市内に存する建築物で住宅以外のもの
- ・階数が 3 階以上のもの
- ・次のいずれかの条件に該当するもの（既存不適格建築物に限る）
 - ①直通階段が 1 つである建築物
 - ②直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物
- ・建築基準法による是正指導等を受けていない建築物
- ・国、地方公共団体等が所有する建築物でないこと

3 補助対象工事

- ・次のいずれかの火災安全改修工事
 - ①直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置
 - ②直通階段と一定隔離した室等の退避区画化
 - ③直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化
- ・次のいずれかの要件に該当する火災安全改修に関するモデル的な取組であること[※]
 - ①建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が必要な火災安全改修

②建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修

※申請前の事前協議時に、評価会議にて計画図・見積書等を評価し、モデルとなるような取組であるかを審査します。

- ・改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となること
- ・所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること
- ・令和7年度末までに工事着手すること

4 補助対象経費

火災安全改修に関する調査・設計・計画に要する費用及び工事に要する費用

5 補助金の額

火災安全改修に要する費用の10/10。上限1,400万円。（千円未満切捨て）

6 申請方法

必要図書を添付の上、まずは事前協議書を提出してください。

詳細な申請方法等は、以下の堺市ホームページを参照してください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anzen/model.html>

（令和6年4月1日午前9時に詳細を公開する予定です。）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 電 話：072-228-7482 ファックス：072-228-7854
----------------------------	---